

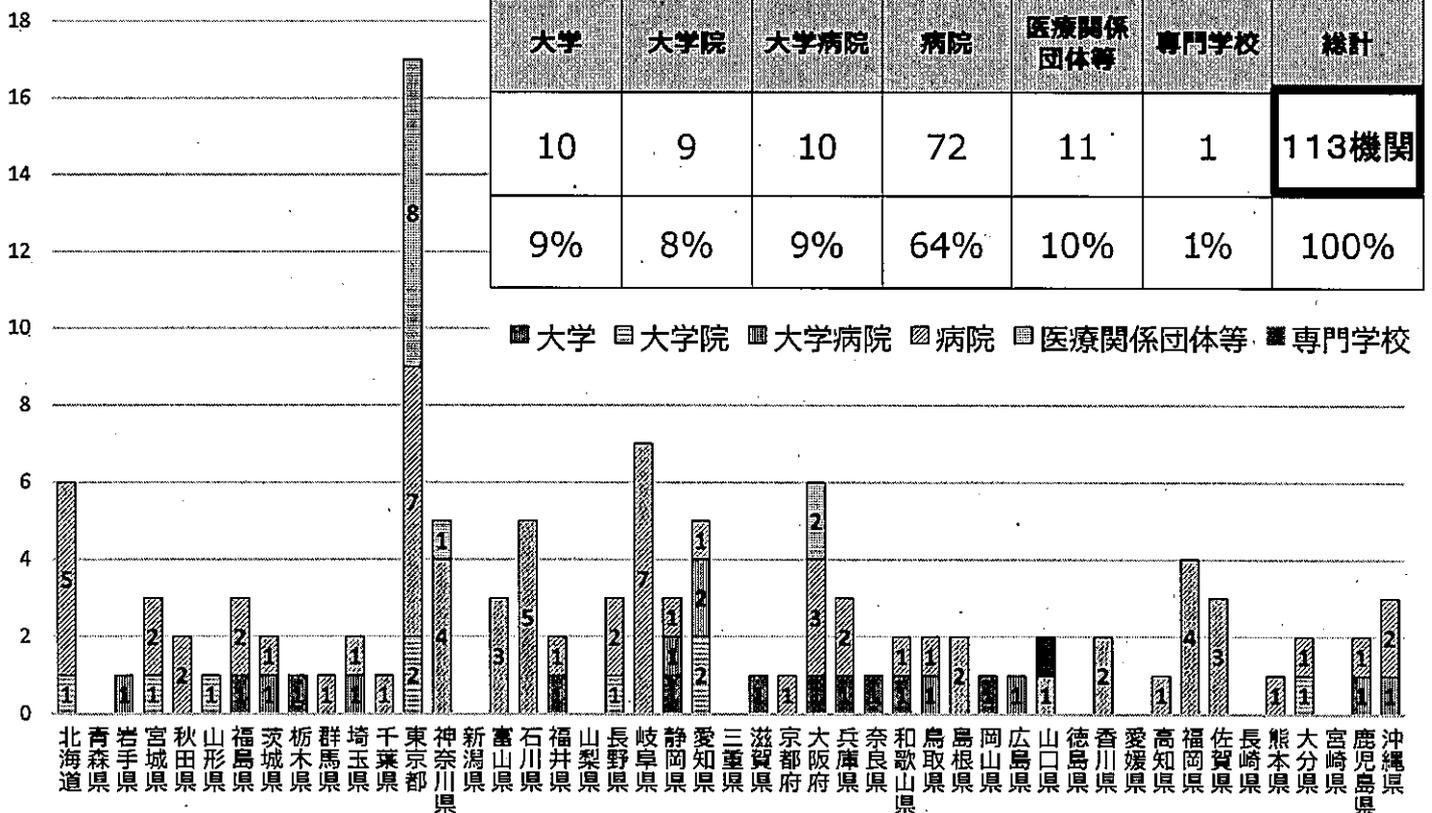
特定行為に係る看護師の研修制度の推進について

厚生労働省医政局看護サービス推進室

特定行為研修を行う指定研修機関の状況

■ 都道府県別指定研修機関数

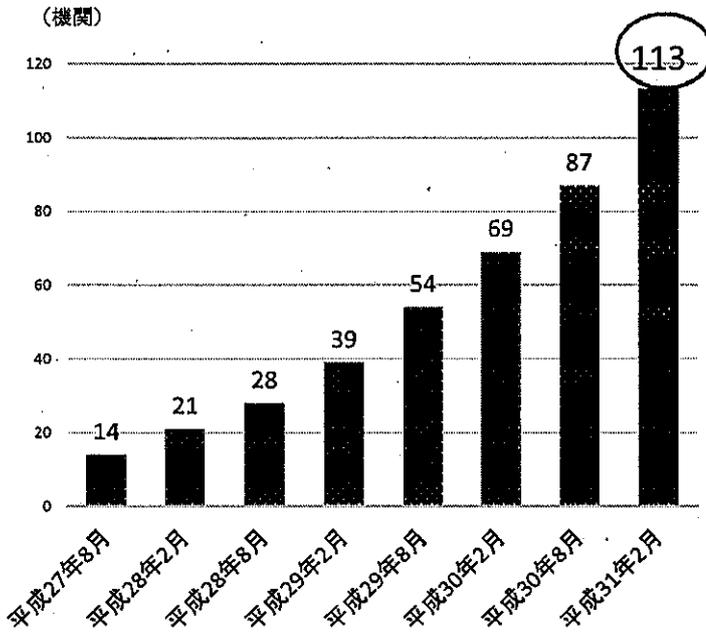
■ 施設の種別別指定研修機関数



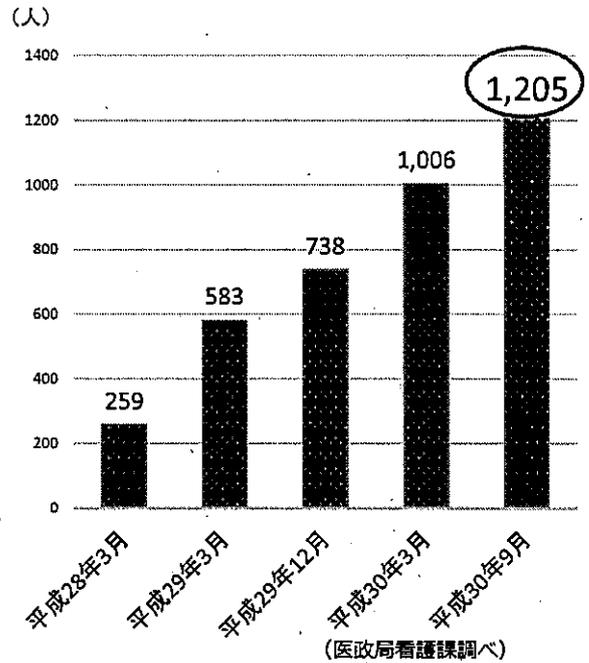
指定研修機関数・研修修了者数の推移

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており直近で113機関である。これらの指定研修機関が年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は約1,400人となっている。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており直近で1,205名である。 制度施行：平成27年10月1日

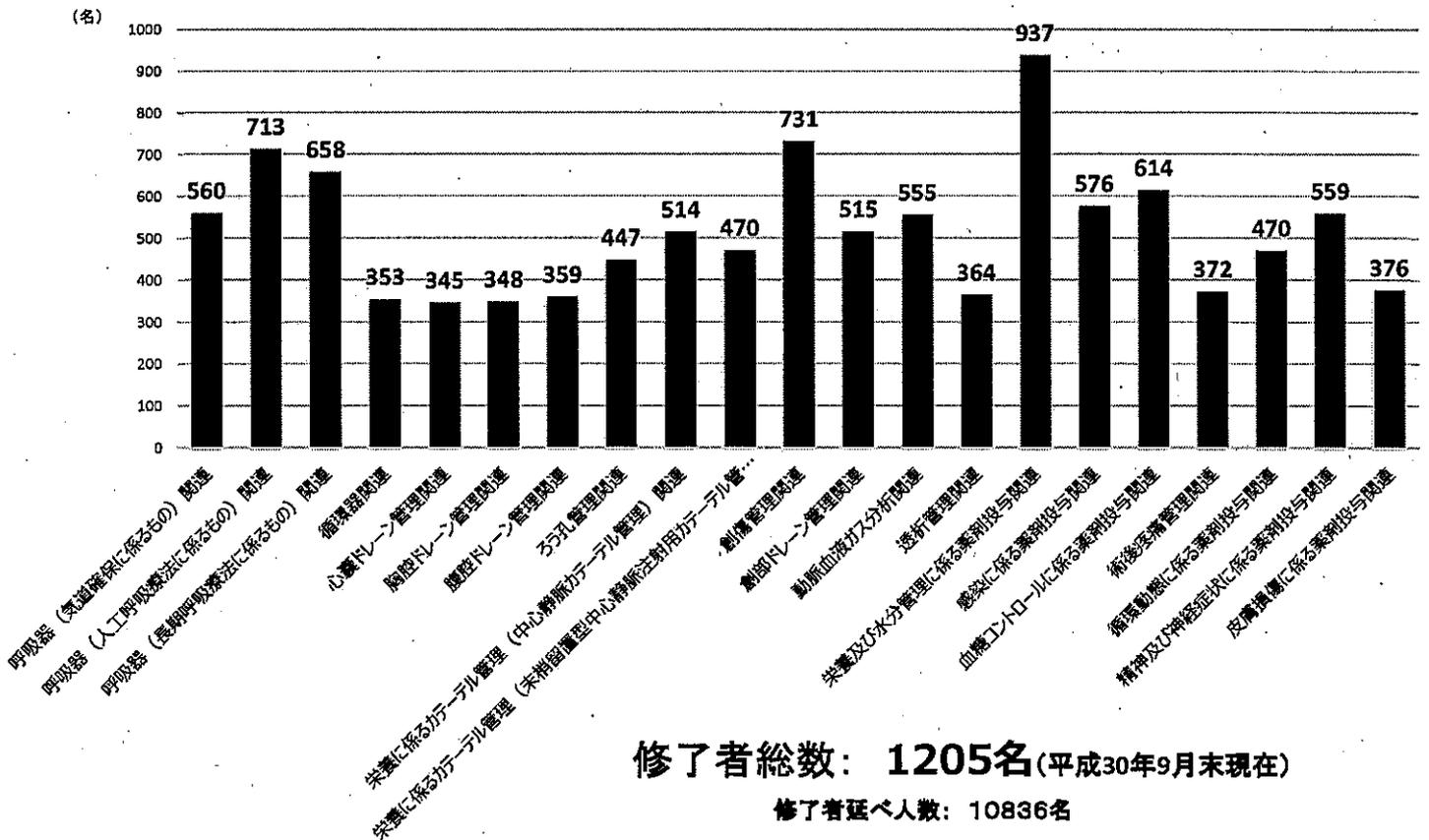
■ 指定研修機関数の推移



■ 研修修了者数の推移



特定行為研修を修了した看護師数（特定行為区分別）



修了者総数： 1205名(平成30年9月末現在)

修了者延べ人数： 10836名

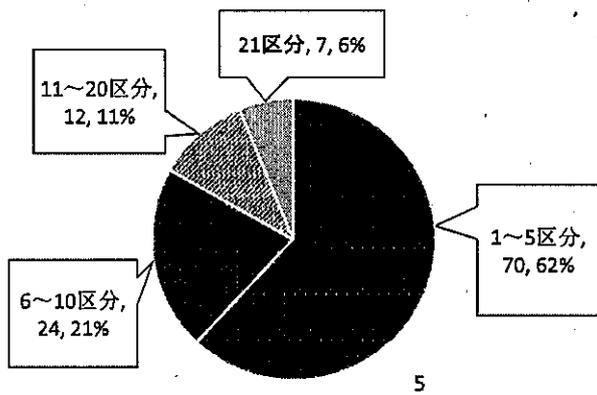
指定研修機関の特定行為区分別開講状況

- 特定行為区分別みると、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の研修を開講している指定研修機関がもっとも多い。次いで、「創傷管理関連」と「血糖コントロールに係る薬剤投与」が多い。
- 開講区分数では1～5区分が約60%でもっとも多い。

■ 各特定行為区分別の研修実施指定研修機関数

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	84
創傷管理関連	63
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	57
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	49
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	46
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	46
動脈血液ガス分析関連	36
循環動態に係る薬剤投与関連	35
感染に係る薬剤投与関連	34
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	30
ろう孔管理関連	28
創部ドレーン管理関連	27
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	22
術後疼痛管理関連	21
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カ）	17
腹腔ドレーン管理関連	16
透析管理関連	15
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	14
循環器関連	11
胸腔ドレーン管理関連	11
心臓ドレーン管理関連	8

■ 開講区分数による指定研修機関数割合 (区分数、機関数、機関数が占める割合)



(2019年2月現在：医政局看護課調べ)

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について

(平成29年度実施状況・平成30年度計画)

看護職員の実質の向上に係る研修事業の実施状況及び事業計画の実質 (平成30年8月現在時点)

- 【目的】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業の取組状況や今後の計画について把握するとともに、本調査の集計結果を各都道府県等に情報提供することで、看護職員の研修及び特定行為に係る看護師の研修制度の一層の推進を図ることを目的とする。
- 【対象】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業に係る平成29年度の実施状況及び平成30年度の事業計画。
※「看護教員養成講習会事業」、「看護教育継続研修事業」、「院内助産所・助産師外来助産師等研修事業」、「潜在看護職員等復職研修事業」は対象外。
- 【調査項目】 事業名、事業概要、財源、その他の関連する事項
- 【結果】 (特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業についてのみ抜粋)

		平成29年度実施状況	平成30年度事業計画	
事業実施都道府県数		21府県	34道県	
実施事業数		33件	60件 (55新規事業25件)	
実施財源	地域医療介護総合確保基金	26件 (21県)	50件 (31県)	
	地域医療介護総合確保基金以外	7件 (3県)	9件 (5県)	
実施事業内容	受給者の所属施設に対する支援	受給者の費用	18件 青森県 ² 、岩手県 ² 、宮城県 ² 、福島県 ² 、茨城県 ² 、群馬県 ² 、富山県 ² 、岐阜県 ² 、静岡県 ² 、滋賀県 ² 、奈良県 ² 、鳥取県 ² 、島根県 ² 、山口県 ² 、徳島県 ² 、香川県 ² 、鹿児島県 ² 、沖縄県 ²	27件 (新規7) 青森県 ² 、岩手県 ² 、宮城県 ² 、福島県 ² 、茨城県 ² 、栃木県 ² 、群馬県 ² 、富山県 ² 、石川県 ² 、長野県 ² 、岐阜県 ² 、静岡県 ² 、滋賀県 ² 、奈良県 ² 、和歌山県 ² 、鳥取県 ² 、島根県 ² 、広島県 ² ※、山口県 ² 、徳島県 ² 、香川県 ² 、高知県 ² 、長崎県 ² 、熊本県 ² 、鹿児島県 ² 、沖縄県 ²
		代替職員雇用の費用	3件 茨城県 ² 、島根県 ² 、沖縄県 ²	
	指定研修機関に対する支援	研修体制整備等		1件 (新規1) 沖縄県 ²
		二六次産業等調査	5件 富山県、岐阜県、島根県、熊本県 ² 、大分県 ²	10件 (新規4) 山形県 ² 、群馬県 ² 、千葉県、富山県、岐阜県、島根県、佐賀県 ² 、熊本県 ² 、宮崎県 ²
	研修制度の普及促進等	条例検討、実施計画、研修会	3件 群馬県 ² 、岐阜県、島根県	5件 (新規2) 群馬県 ² 、石川県 ² 、岐阜県、島根県、佐賀県 ²
		制度の説明、周知、要綱文書制度の紹介	4件 茨城県 ² 、神奈川県 ² 、富山県、岐阜県	7件 (新規6) 北海道 ² 、山形県 ² 、福島県 ² 、岐阜県、岡山県 ² 、広島県 ² 、佐賀県 ²
	その他	指定研修機関の取組み、効果の紹介		2件 茨城県 ² 、島根県
	その他 (協力施設への運営員の補助)		1件 (新規1) 静岡県 ²	

(都道府県名に上付している数字は地域医療介護総合確保基金における区分を示す) 1:地域医療介護の推進に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 2:産科等における産科の提供に関する事業 3:医療従事者の確保に関する事業
※ 広島県は1事業で受給者の所属施設に対する支援として受給料等の費用と代替職員雇用の費用について実施している。

◆ H30年度事業計画例：指定研修機関に対する支援及び協力施設への支援（静岡県、沖縄県）

都道府県	事業名	事業概要
静岡県	特定行為研修運営事業費補助金	特定行為研修を開催する協力施設に対し、研修運営費の一部を補助する。
沖縄県	特定行為研修機関支援事業	県内で看護師特定行為研修を行う指定研修機関の設備整備等に必要経費を補助する。(国庫補助対象外の部分を補助)

看護師特定行為研修の都道府県における研修体制整備の推進に向けた実態調査

(看護職員確保対策特別事業)

■ 調査概要

○ 背景

特定行為に係る看護師の研修制度は、2025年に向けて今後の医療を支えていく看護師を計画的に養成することを目的として創設された。各都道府県における研修体制の整備を推進するため、平成29年度7月には医療計画作成指針により、地域の実情を踏まえた看護師特定行為研修の体制の整備について計画を記載するよう示された。しかし、平成30年度3月時点で、特定行為研修についての具体的な計画を立てている都道府県は11県にとどまっており、取り組みが進んでいない状況が明らかとなった。

○ 調査の目的：

都道府県の取り組みがどこまで進んでいるかの詳細な実態調査を行い、推進の阻害要因や必要な支援、特徴的な取組み事例等を把握し、都道府県に情報提供するとともに、国が実施する支援策の検討に活用する。

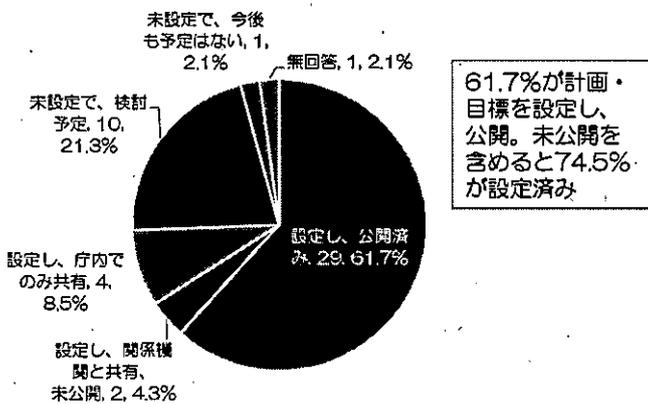
- 調査対象：全都道府県担当課
- 回収数：46都道府県（無回答1件）
- 調査期間：2018年6月1日～6月20日
- 調査方法：メールによる自記式調査実施後、一部の都道府県に対し訪問ヒアリングおよび電話ヒアリングを実施し、詳細な聞き取りを実施。

■ 調査項目（アンケート調査）

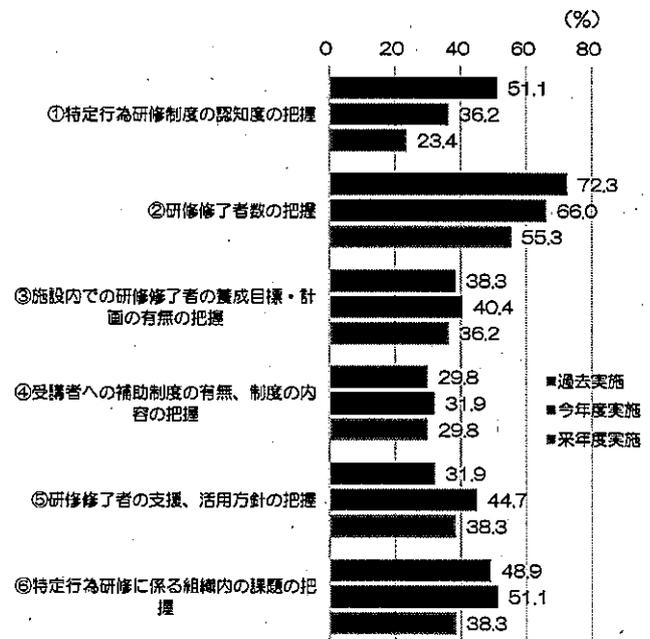
- | | | | |
|------|------------------------|------|-----------------------|
| 問1 | 特定行為研修に関する計画・目標設定状況 | 問2-5 | 受講環境に係る内容 |
| 問2-1 | 都道府県職員の理解促進に係る内容 | 問3 | 連携・協力している関係機関・組織 |
| 問2-2 | 研修制度の認知度・受講状況に等現状に係る内容 | 問4 | 体制整備に関する取り組みを進める上での課題 |
| 問2-3 | 関係機関等のニーズ把握に係る内容 | | |
| 問2-4 | 研修制度の普及に係る内容 | | |

看護師特定行為研修の体制整備にかかる取り組み状況調査の結果概要①

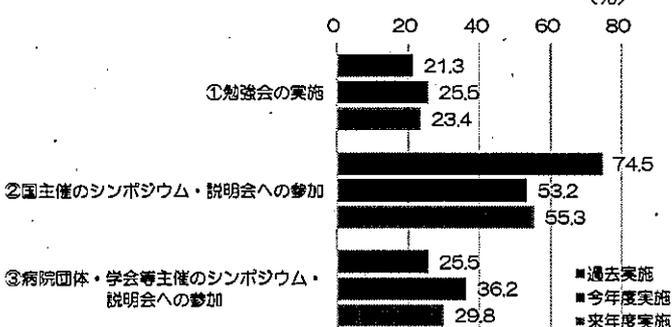
問1 特定行為研修の体制整備に係る計画や目標の設定



問2-2 研修制度の認知度・受講状況等の現状把握



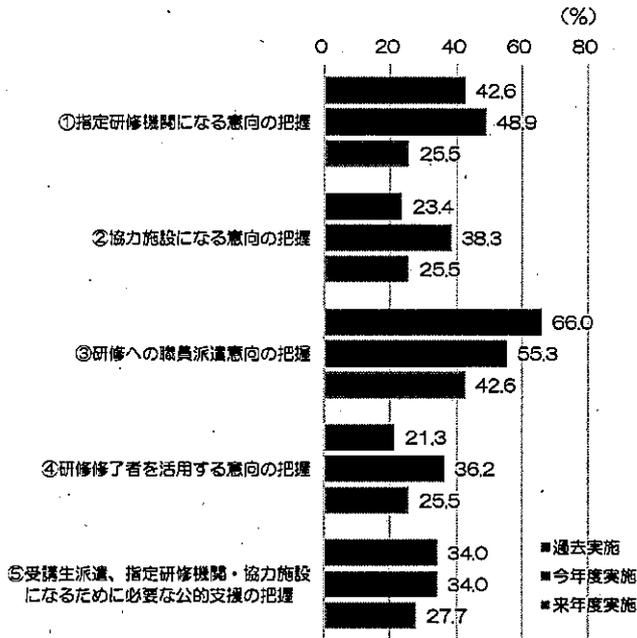
問2-1 都道府県職員の理解促進



②修了者数の把握が過去に最も多く実施され、今後も半数以上が継続的に把握すると回答。
③要請目標や⑤活用方針、⑥課題の把握は今年度実施するところが多い

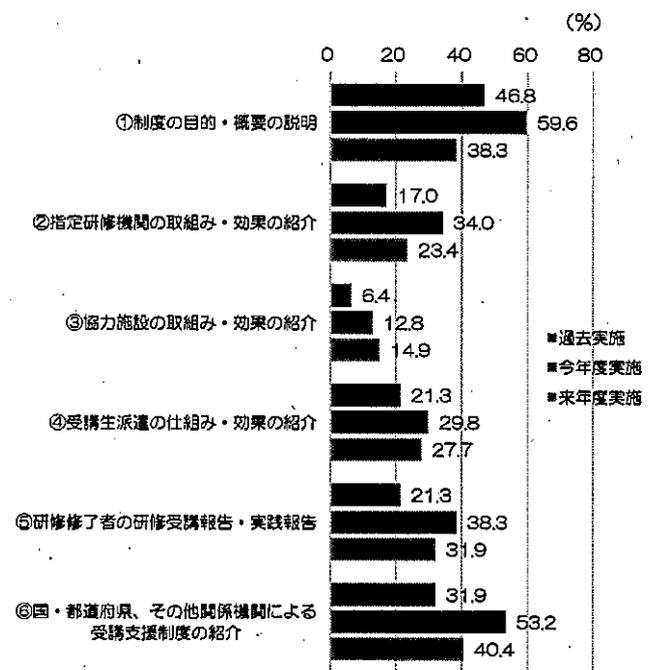
看護師特定行為研修の体制整備にかかる取り組み状況調査の結果概要②

問2-3 関係機関等の二一ズ把握



関係機関二一ズでは③職員派遣意向を過去に把握している都道府県が66%、今年度実施も過半数となっている。①指定研修機関になる意向について、今年度把握すると回答した都道府県が約半数。

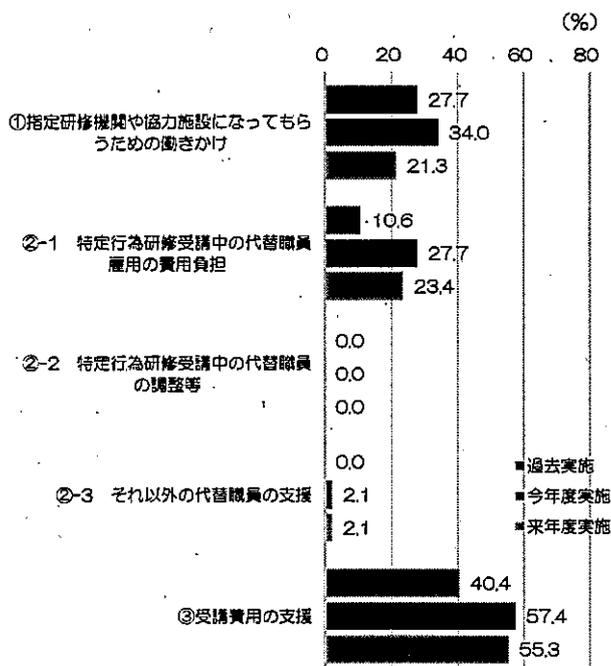
問2-4 研修制度の普及



制度の普及活動に関する過去の取組は、①制度の目的・概要の説明が最も多く46.8%。今年度は①のほか、⑥受講支援制度の紹介を実施する都道府県が過半数に達している。

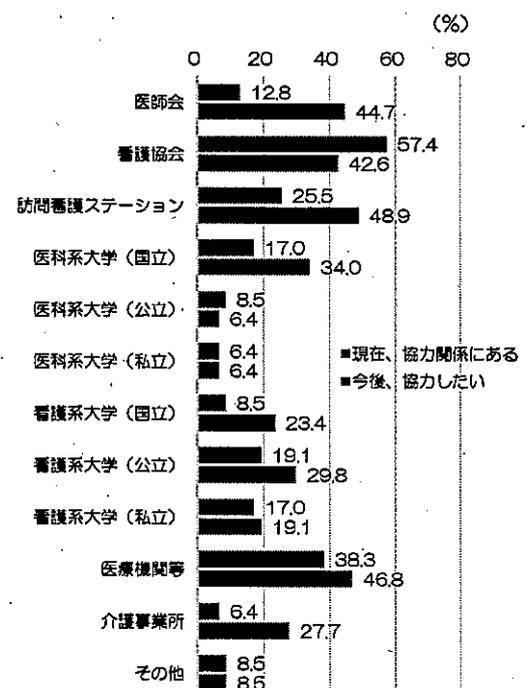
看護師特定行為研修の体制整備にかかる取り組み状況調査の結果概要③

問2-5 受講環境整備



受講環境の整備では、受講費用の支援の取組が最も多くみられ、過去実施が40.4%、今年度以降はそれぞれ過半数の都道府県が実施予定と回答。①指定研修機関等になってもらうための働きかけは今年度34%が実施予定。

問3 協力して取組みを行っている関係機関や組織

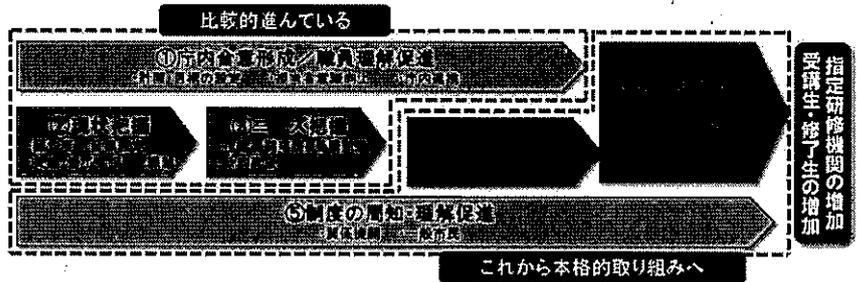


現在協力関係にあるのは、看護協会が57.4%で最も多く、次いで医療機関等が38.3%。今後協力したい機関としては、訪問看護ステーション、医療機関、医師会が約半数の都道府県であげられている。

体制整備推進における課題まとめ

(1) 要素ごとの取り組み進度

①～③は比較的取り組みが進んでいるが、④環境整備、⑤制度の周知・理解促進、⑥推進に向けた協力体制構築は未着手もしくは部分的な取り組みにとどまる都道府県が多い状況。今年度以降、④～⑥への取り組みが強化されていくと考えられる。



(2) 推進における課題

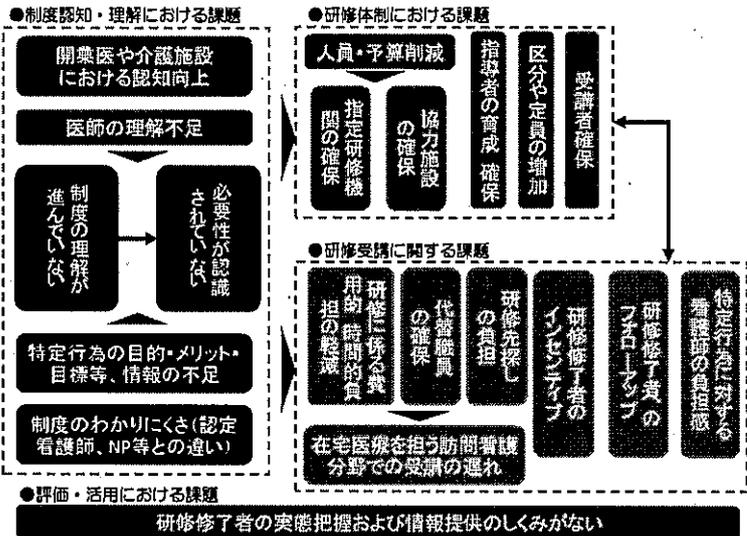
取り組みを進める上での課題を右図のように整理した。課題は以下の4点に大別される。

- ・制度の理解に関する課題
- ・研修体制に関する課題
- ・研修受講に関する課題
- ・事業の評価に関する課題

推進の大きなネックとなっているのが制度理解の不足やバラツキ、特定行為の必要性についての認識不足であり、その要因として医師の理解不足や制度に関する情報不足が指摘されている。

研修体制については施設経営が厳しい中での指定研修機関の確保や指導者の育成、受講に関しては、時間的・経済的負担等が多くあげられている。

また、研修修了者を評価し活用するための情報提供のしくみづくりも課題といえる。



看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

令和元年度予算額 491,541千円 (平成30年度予算額 346,820千円)

事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成するため特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修を修了した看護師を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- 特定行為研修制度の円滑な施行・運用のため、指定研修機関の設置準備や運営に対する財政支援を実施。
- また、特定行為研修制度の普及・理解促進や研修受講者の確保のため、研修に関する情報共有・情報発信を行う。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

予算額 145,371千円 (95,102千円)

【1施設あたり基準額 5,008千円 (4,468千円)】

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

導入促進支援事業(指定研修機関指定前の補助)



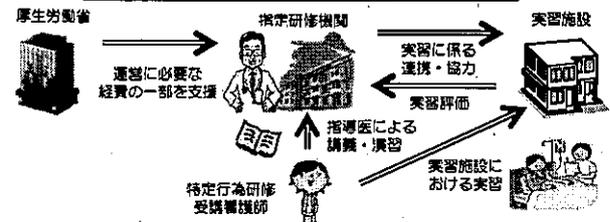
看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

予算額 334,485千円 (251,718千円)

【1施設あたり基準額 4,954千円 (4,954千円)】

特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の運営に必要な指導者に係る経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費などの支援を行う。

運営事業(指定研修機関指定後の補助)



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業【新規】

予算額 11,685千円 (0千円)

①研修機関間の情報共有、研修機関の拡大事業

- ・目的: 指定研修機関の情報共有や特定行為研修の普及・促進
- ・概要: 医療機関の管理者や医師・看護師等を対象とした特定行為研修に関するシンポジウムの開催
- ・委託先: 公募により選定した団体

②研修受講者確保事業

- ・目的: 特定行為研修修了者を確保するため、看護師が研修受講に関する情報を収集しやすい環境を整備する
- ・概要: 指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報を収集し、特定行為研修のポータルサイトを設置・運営
- ・委託先: 公募により選定した団体

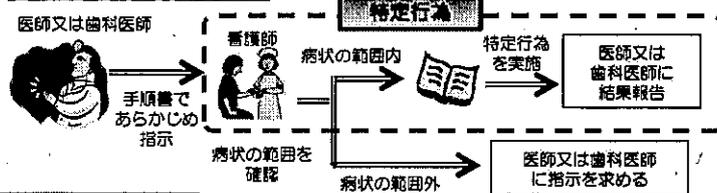
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 (医療提供体制施設整備交付金のメニュー事業)

令和元年度予算額 医療提供体制施設整備交付金 104億円の内数
(平成30年度予算額 32億円の内数)

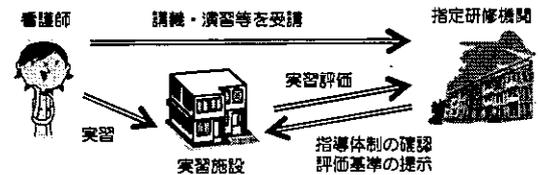
事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



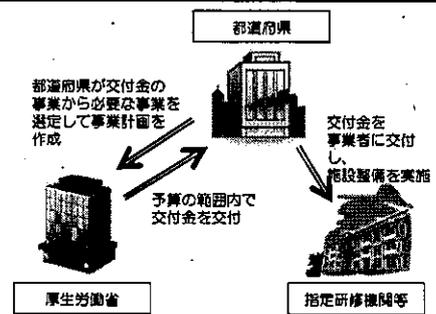
○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

- (交付先) 都道府県(指定研修機関等(予定を含む))
- (対象経費) 研修を実施するためのカンファレンスルームやeラーニングの設置、研修受講者用の自習室等の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費
- (調整率) 0.5



看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和元年度予算額 58,088千円 (平成30年度予算額 58,088千円)

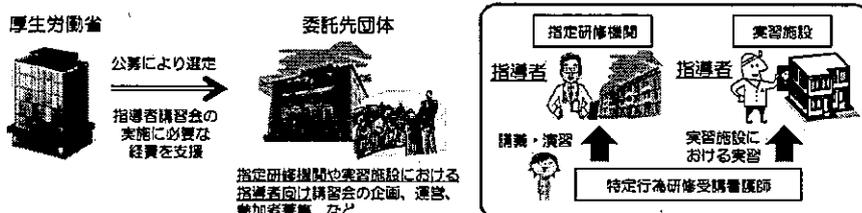
事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効果的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成が重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効果的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担など、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

指導者育成事業

特定行為研修における指導者(主に指定研修機関や実習施設における指導者)向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

- 指導者育成
 - ・目的: 特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
 - ・概要: 指導者(予定者含む)に対して、指導者講習会を実施
 - ・委託先: 公募により選定された団体
 - ・備考: 講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定



- 指導者リーダー育成
 - ・目的: 指導者講習会を企画・実施する者(リーダー)を育成する
 - ・概要: 指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
 - ・委託先: 公募により選定された団体

実態調査・分析等事業

◆調査・分析等の内容

- ・指定研修機関及び協力施設(実習施設)における研修についての実態調査及び分析等
- ・研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ・特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ・調査結果の公表・周知等

◆委託先: 公募により選定された団体

特定行為研修の研修内容等の見直し 概要①

医道審議会保健師助産師看護師分科看護師特定行為・研修分科会において、本制度の施行状況の評価等を踏まえ、特定行為研修の研修内容等について審議を行い、平成30年12月に意見を取りまとめられた。これを受け、平成31年4月26日に保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令が公布された。本改正により領域別に特定行為をパッケージ化し研修することが可能となった。

特定行為研修における特定行為の領域別のパッケージ化について

- 領域について
在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能とす
- パッケージ化する特定行為について
パッケージ化する特定行為については、各領域において一般的な患者の状態を想定し、実施頻度の高い特定行為を設定する。
- 特定行為研修の内容及び時間数について
共通科目及び区別科目の研修内容について、科目横断的に学ぶことによる研修内容の精練化を図り、各科目の内容及び時間数を変更する。

【共通科目】

科目	改正前 時間数	改正後 時間数
1 臨床病態生理学	45	30
2 臨床推論	45	45
3 フィジカルアセスメント	45	45
4 臨床薬理学	45	45
5 疾病・臨床病態推論	60	40
6 医療安全学	30	45
7 特定行為実践	45	
合計時間（共通科目）	315時間 (100%)	250時間 (79%)

【区別科目：在宅・慢性期領域】

特定行為区分	特定行為	改正前 時間数	改正後 時間数
3 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	21	8+5症例
8 ろう孔管理関連	閉ろうカテーテル若しくは閉ろうカテーテル又は閉ろうボタンの交換	48	16+5症例
	膀胱ろうカテーテルの交換		
11 創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	72	26+5症例
	創傷に対する陰圧閉鎖療法		
15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	36	11+5症例
	脱水症状に対する輸液による補正		
合計時間（共通科目+区別科目）		492時間 (100%)	311 (63%) +各5症例

※ 継続すべき症例数は、行為の難度に応じて5例又は10例程度（通知別紙6）

特定行為研修の研修内容等の見直し 概要②

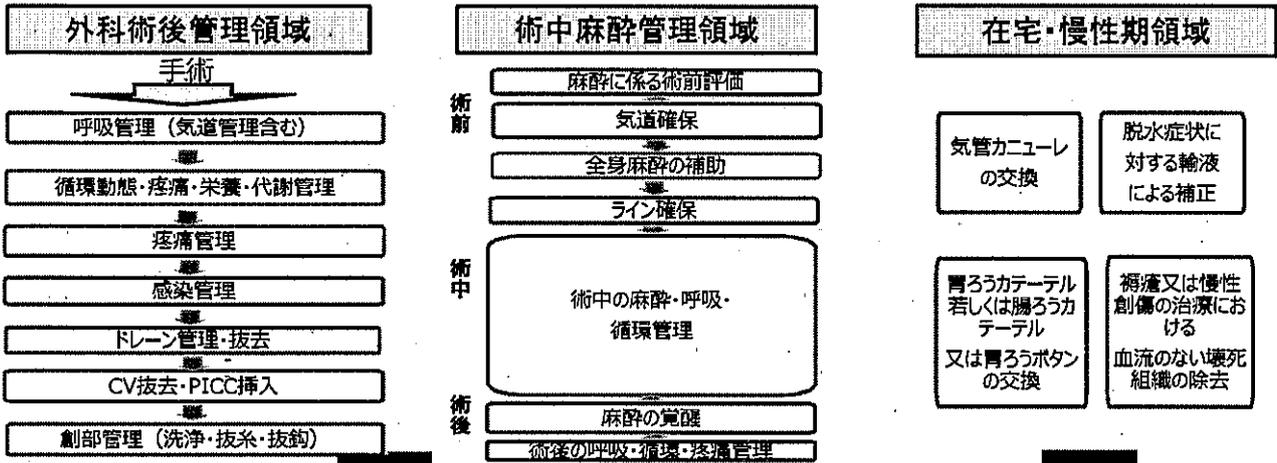
【区別科目：外科術後病棟管理領域】

【区別科目：術中麻酔管理領域】

特定行為区分	特定行為	改正前 時間数	改正後 時間数
1 呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	22	9+5症例
	侵襲的陽圧換気の設定の変更		
2 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	63	17+ 5×2症例
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整		
	人工呼吸器からの離脱		
	人工呼吸器からの離脱		
3 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	21	8+5症例
6 胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	30	13+ 5×2症例
	胸腔ドレーンの抜去		
7 腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置されたセン）刺針の抜針を含む。）	21	8+5症例
9 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	18	7+5症例
10 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	21	8+5症例
12 創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	15	5+5症例
13 動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	30	9+5症例
	経骨動脈ラインの確保		
15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	36	11+5症例
	脱水症状に対する輸液による補正		
18 術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	21	8+5症例
	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整		
19 循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	60	16+ 5×2症例
	持続点滴中の陽圧剤の投与量の調整		
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整		
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整		
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整		
合計時間（共通科目+区別科目）	673時間 (100%)	369 (55%) +各5症例	

特定行為区分	特定行為	改正前 時間数	改正後 時間数
1 呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	22	9+5症例
	侵襲的陽圧換気の設定の変更		
2 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	63	17+ 5×2症例
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整		
	人工呼吸器からの離脱		
	人工呼吸器からの離脱		
13 動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺（セン）法による採血 構（トウ）骨動脈ラインの確保	30	13+ 5×2症例
15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	36	11+5症例
	脱水症状に対する輸液による補正		
18 術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	21	8+5症例
	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整		
19 循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	60	12+5症例
	持続点滴中の陽圧剤の投与量の調整		
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整		
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整		
合計時間（共通科目+区別科目）	547時間 (100%)	320 (59%) +各5症例	

- 特定行為に係る業務については、タイムスタディ調査等によると、全体の約3%程度、外科系医師に限れば約7%程度の業務時間に相当する。週100時間勤務の外科系医師の場合、週7時間程度の時間がこれに相当する。
- 2024年までに特定行為研修パッケージの研修修了者を1万人程度養成することにより、こうしたタスクシフトを行うことが可能である。
- 特に、病院においては、外科領域、麻酔管理領域（救急、集中治療領域等を含む。）における業務分担が進むことが期待される。



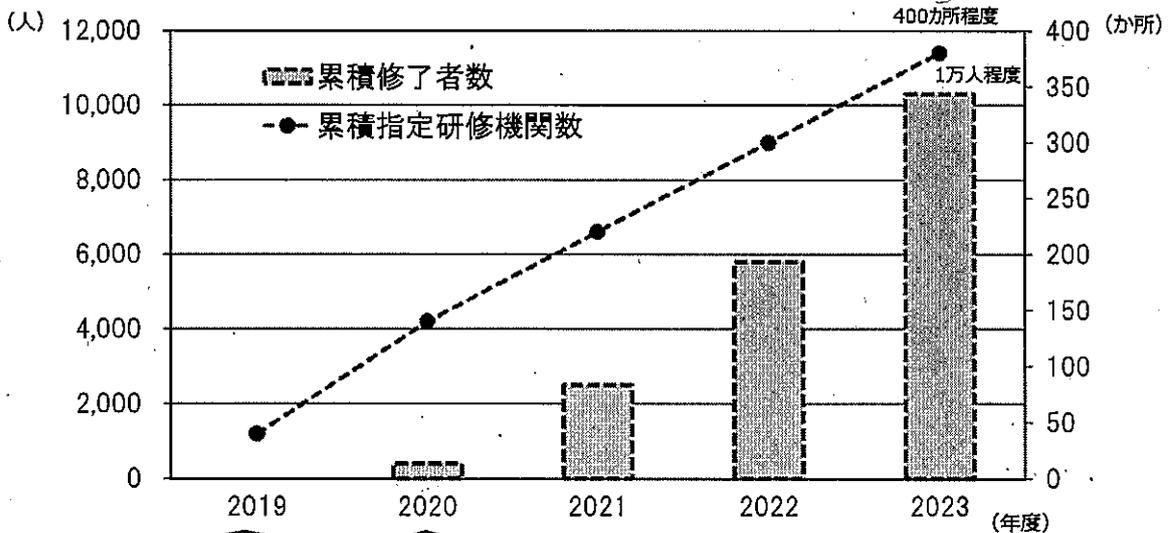
外科の術後管理や術前から術後にかけての麻酔管理において、頻繁に行われる一連の医行為を、いわゆる包括的指示により担うことが可能な看護師を特定行為研修のパッケージを活用して養成することで、看護の質向上及びチーム医療を推進。

在宅・慢性期領域において、療養が長期にわたる、もしくは最期まで自宅または施設等で療養する患者に柔軟な対応が可能に。

患者に対するきめ細やかなケアによる医療の質の向上、医療従事者の長時間労働の削減等の効果が見込まれる。 1/

- 特定行為研修制度については、今後パッケージ化による研修修了者の養成が進むと考えられるが、特定行為研修修了者全体の増加に取り組む中で、2023年度末までにパッケージ研修の修了者として1万人の養成を目指す。

■ パッケージ研修に係る指定研修機関数及び研修修了者数見込み



省令改正 (パッケージ研修創設) パッケージ研修を実施する指定研修機関の申請開始

パッケージ研修開始